

公共事業事前評価会議設置要綱

平成 15 年 9 月 5 日
改正 平成 16 年 4 月 1 日
改正 平成 19 年 7 月 1 日
改正 平成 21 年 5 月 11 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、青森県公共事業に係る事前評価及び継続評価の実施に関する要綱（平成 15 年 9 月 5 日制定。以下「実施要綱」という。）第 3 第 2 号の規定により設置する公共事業事前評価会議（以下「評価会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 評価会議は、新規箇所について、公共事業所管部長が行った 1 次評価に係る評価結果及び対応方針案について、点検・評価を行うものとする。

(組織)

第 3 評価会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
2 会長は、第 1 順位の副知事をもって充て、副会長は第 2 順位の副知事をもって充てる。
3 委員は、財務部長、総合政策部長、農林水産部長及び県土整備部長をもって構成する。

(職務)

第 4 会長は、評価会議を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 評価会議の会議は、会長が招集する。
2 評価会議の会議は、会長が議長となる。
3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 評価会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。